

## 評価対象種の基本的条件と生物群

### 【評価対象種の基本的条件】

本調査で対象とする生物種の範囲は以下のとおりです。

1. 原則として、一般的によく知られており、生物学的知見（分類、分布、生活史等）が比較的蓄積されている種を含む生物群を評価対象としました。
2. 原則として、肉眼で確認できない小さなものは評価の対象外としました。
3. 分類群のレベルは、動物では種および亜種を評価の対象としました。  
ただし、種または亜種の学名が確定しなくても、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象としました。  
また、植物では種および変種（亜種を含む）を評価の対象とし、不稔性の雑種および分類学上の品種を外しました。
4. 陸産・淡水産の種、潮下帯を含む海岸域の生物は対象としたが、それ以外の海産のものは原則として対象外としました。
5. 野生化飼養鳥類および飼育動物、帰化動植物（おおむね江戸時代中期以降）、栽培植物とその逸出種などの自然分布しない移入種および侵入種は対象から除きました。

※なお本調査における「愛媛県」とは、行政区域としての愛媛県（潮間帯および潮下帯を含む）を指しますが、河川による境界線については、動物に限りその対岸までを含めました。

### 【調査対象の生物群】

本調査で対象とした生物群は以下のとおりです。

- (ア) 哺乳類
- (イ) 鳥類
- (ウ) 爬虫類
- (エ) 両性類
- (オ) 淡水魚類
- (カ) 昆虫類
- (キ) クモガタ類・多足類・甲殻類
- (ク) 貝類
- (ケ) 甲殻類
- (コ) 海岸動物
- (サ) 高等植物
- (シ) コケ類
- (ス) 藻類
- (セ) 地衣類
- (ソ) 高等菌類